

令和5年度 事業評価シート

所属名	教育委員会生涯学習部 生涯スポーツ課
-----	--------------------

1. 基本情報

事業名称	学校開放運営費	
実施根拠 (条例・規則・要綱等)	・スポーツ基本法(第13条) ・船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則 ・船橋市立学校体育施設等の開放に関する要領	
事業開始年月日	昭和55年4月1日	
最終改正年月日	平成28年4月1日	
事業目的 (実現・達成したいこと)	スポーツ活動の場として開放し、もってスポーツの普及振興及び市民の健康増進に資すること。	
事業概要 (誰に、何を、どうするのか)	市内小学校55校と中学校27校及び特別支援学校高根台校舎、船橋高等学校の運動場と体育館を、学校教育に支障のない範囲で、市内在住・在勤・在学の10名以上の成人の責任者がいるスポーツ団体に開放している。各学校ごとに開放運営委員会を設置し、体育施設使用の企画及び運営並びに体育施設管理及び事故防止にあたることとしている。団体の使用登録は、年度毎とし、登録の許可を受けた団体は、定期的を使用することができる。	
実施背景 (事業を実施することになった背景・要因)	スポーツ基本法の制定（第十三条の規定）	
これまでの経緯 (対象者・要件・限度額、サービス内容などの制度の変遷)	【学校体育施設開放事業用のモップ賃借契約及び備品等の購入・修繕について】 ・学校体育施設開放事業の予算として、備品の購入・修繕費及び消耗品費等を計上していたが、他市調査により、自治体が負担をしているところが少ないことがわかる。その為、既存の備品については、学校開放事業運営上必要なものと学校側が判断した場合に限り、予算内で適宜対応する。 【申請方法について】 ・紙による申請のため、申請者側及び自治体側の確認作業に多大な時間を要する。今後は電子申請を検討している。	
事業内容	対象者	内容 (要件・単価・限度額・サービス内容など)
	各学校開放運営委員会 各学校	事業用モップ（2か月に1度、各校2本）の配布
	各学校開放運営委員会 各利用団体	団体が活動する際に必要な備品・消耗品の購入及び修繕
各学校開放運営委員会 各利用団体	各団体から申請書及び名簿等を紙で学校開放運営委員会に提出。その後、市に提出。	

2. 事業実績

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業費 (単位：千円)	当初予算額	9,354	8,523	9,029	8,964
	うち一般財源	9,354	8,523	9,029	8,964
	決算(見込)額	8,460	6,000	5,742	7,011
対象者数・ 交付件数など	登録団体数	1,090	1,099	1,119	1,128
	利用者数	22,338	22,098	21,686	21,655

3. 交付税、国・県補助の有無

	有無	(ありの場合) 名称・内容
交付税措置	なし	
国・県補助	なし	
(国・県補助への) 上乗せ・横出し	なし	

4. 業務量

繁忙期	新年度登録申請通知時、新年度登録申請受付時、許可通知書発送時				
業務頻度 (年1回・月1回など)	新年度登録申請通知時(年1回) 新年度登録申請受付時(年1回) 可否決定通知書発送時(年1回)				
人工		常勤職員	会計年度任用職員	再任用(フル)	再任用(短)
	人工	1.5人工	1.0人工	0.0人工	0.0人工
	従事者数	2人	1人	0人	0人

※ 職員1人の労働力 = 1人工。当該事業の人工を記載。複数人が携わっている場合は、それぞれの人工を合計。

【記載方法】従事者2人、労働力の割合がそれぞれ3割の場合 ⇒ 合計0.6人工(0.3人工+0.3人工)

評価結果

所属名	教育委員会生涯学習部 生涯スポーツ課
事業名称	学校開放運営費

(1) 一次評価（自主点検）で明らかとなった課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 適切な費用負担の見直し	備品の修繕等について、利用団体等の負担として いる自治体が多い。	備品の購入や修繕を引き続き市が負担すべきか検討する。
2 事務負担の軽減	登録の手続きが紙による為、申請者側、市側双方に負担が大きい。また、申請書等を取りまとめるにあたり、記載内容の確認を行っていない場合が多く、それに伴い不備対応に時間を要する。	申請方法について、電子申請を基本とするよう、関係者との調整を行う。

(2) 追加で整理した課題、今後の方向性（改善のアイデア）

項目	課題	今後の方向性
1 適切な費用負担の見直し	-	-
2 事務負担の軽減	-	-